

大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づく
立入検査マニュアル策定の手引きについて

I 「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」について

1. 概要

(1) 立入検査の目的

- ・大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする大気汚染防止法の施行に必要な限度において、立入検査を行うものである。
- ・施設の届出が適正に行われていること、規定された排出規制等が遵守されることを担保するために行う。また、違反を是正するために、排出基準に適合しないばい煙の排出制限、計画変更命令又は改善命令等の措置を講じる等のために行う。

(2) 効率的・重点的な立入検査の実施

【計画的な検査の実施】

- ・立入検査計画に基づき効率的に立入検査を実施する。
- ・立入検査計画の作成にあたっては、特定の工場・事業場に偏らないよう、又長期的にわたって立入検査の行われない工場事業場がないよう配慮し、可能な限り多くの立入検査件数を確保することや、年度途中であっても必要に応じて計画を見直すことが望ましい。
- ・検査対象年度ごとに重点事項を定め、効率的かつ有効な立入検査が実施されるよう留意する。

【十分な事前準備】

- ・立入検査に必要な書類の内容を確認する。
- ・効率的な検査のため、事前に届出書等から必要な事項を整理しておく。
- ・排出ガス測定が必要な場合は、施設概要や測定場所の状況等を確認する。

【立入検査の実施】

- ・立入検査は原則無通告で行う。
- ・環境汚染の防止と地域環境の保全を図る立場であることを自覚し、行政機関を代表して調査を行うという意識と気概を持つ。
- ・事前に調査事項を理解し、緊張感を持って時間を有効に活用し、検査事項を効率よく検査する。
- ・現場で判明した事態に臨機応変に対応できるようにし、あいまいな回答や指導を行わない。
- ・法違反に対しては、違反の継続性及び軽重に応じ、迅速かつ適切な措置を講じる。
- ・高所作業やフランジ取り外し時の安全確保について留意の上、検査を実施する。
- ・自主測定結果については、測定方法（バッチ測定及び連続測定）に応じ適切なチェックを行うこと。

【立入検査後の対応】

- ・立入検査結果を整理し、法令等に不適合の場合は指導・処分等必要な行政措置を適切に講じる。
- ・基準値超過のおそれがある場合には、行政指導を行いながら、立入検査時測定結果又は自主測定結果等を総合的に勘案し、排出基準等が遵守されているか否かを判断する。
- ・届出等の記載事項の不適合についても、その状況に応じ、現地における口頭指導

等を行うとともに、不適合の度合いにより、法における処分を検討する。

- ・指導・処分等を行った場合は、必要な措置が実施されたか、それにより指導・処分等の原因は解消されたか、再発防止となる改善であったかという観点で改善確認を行う。

【その他】

- ・告発については、その違反の程度、状況等を勘案し、実施する。
- ・立入検査結果の公表は、社会的制裁、周辺住民に対する情報公開など様々な利点があることから、有効に活用する。また、別途条例等に公表の規定がある場合はその規定に基づき行う。
- ・立入検査結果は、体系だった整理がされていることが望ましい。特に排出基準違反事例や行政措置事例については、重点的に結果を整理し、次回の立入検査や届出審査等に反映させる。

2. 周知について

平成20年7月25日付けで、都道府県・指定都市・中核市・政令市・7地方環境事務所に対し本手引きの作成を通知の上、配布。

「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（ばい煙）」（平成20年7月環境省水・大気環境局大気環境課）目次

1. 立入検査の意義・目的	1
2. 立入検査実施のフロー	3
3. 立入検査計画	3
3. 1 立入検査の種類	3
3. 2 立入検査計画の策定	6
3. 3 立入検査計画の策定にあたっての留意点	6
4. 立入検査の事前準備	7
4. 1 書類等の準備	7
4. 2 携行品等の準備	9
4. 3 排出ガス測定の準備	10
5. 立入検査（書類検査、現場検査）	12
5. 1 検査手順	12
5. 2 検査時の留意点、心構え	12
5. 3 検査時の安全確保	12
5. 4 検査内容	14
5. 5 自主測定結果のチェックポイント	15
6. 立入検査結果の整理	17
7. 指導・処分等	20
7. 1 排出基準の遵守等、不適合に対する指導・処分等	20
7. 2 ばい煙及び指定ばい煙の排出の制限（直罰規定）と改善命令等の考え方について	22
7. 3 改善確認	24
7. 4 告発について	24
7. 5 公表について	24
8. 立入検査結果の記録	28
参考資料	29
1. 立入検査チェックリスト例	30
2. 測定野帳例	36
3. 指導・命令事例	38
4. 関係法令等	43
○ばい煙量等の測定に関する規則等	
・大気汚染防止法 第16条—ばい煙量等の測定—	43
・大気汚染防止法施行規則 第15条—ばい煙量等の測定—	43
・窒素酸化物の量の測定法 環境庁告示48号（昭和57年3月29日）	45
・窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定法 環境庁告示49号	

(昭和57年3月29日)	45
・ 大気汚染防止法施行規則第15条第5条ただし書に規定する特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る窒素酸化物に係るばい煙量 環境庁告示50号 (昭和57年3月29日)	46
・ 窒素酸化物に係る測定方法について (昭和57年7月16日環大規第238号) ..	47
・ JIS K0103排ガス中の硫黄酸化物分析方法 (抜粋)	52
・ JIS K0104排ガス中の窒素酸化物分析方法 (抜粋)	52
○法施行に関する通知等	
・ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について (昭和46年8月19日環大企第3号)	53
・ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について (昭和46年8月25日環大企第5号)	57
・ 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について (昭和54年8月2日環大企第117号)	61

Ⅱ 「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」について

1. 概要

(1) 立入検査の目的

- ・規制基準を遵守させるため、規制基準の遵守のための規定が適正に運用されているかを確認し、必要な措置を講じる。
- ・採水調査による基準遵守の確認にとどまらず、届出との照合や自主管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反の未然防止を図る。

規制基準

○排水基準
○総量規制基準
○地下浸透基準

規制基準の遵守のための規定

○基準遵守義務	○届出／計画変更命令
○改善命令等	○汚染状態等の測定
○報告・検査	○罰則
○特定地下浸透水の浸透の制限	

(2) 効率的・重点的な立入検査の実施

- ・自治体における人員等に制約がある中、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が必要である。このため、以下に示す事項が重要となる。

【計画的な検査の実施】

- ・立入検査計画に基づき効率的に立入検査を実施する。
- ・立入検査計画の作成にあたっては、過去の立入検査結果等を活用し個別事業場の状況を整理した上で、必要な立入検査数等を定める。なお、有害物質を扱う事業場については、適切な監視件数を確保する。

【十分な事前準備】

- ・重点的に検査すべき事項等を事前に特定しておく。
- ・効率的に検査を実施するため、事前に届出書等から必要な事項を整理しておく。

【立入検査の心得と効率的な検査の実施】

- ・水質汚濁の未然防止と地域環境の保全を図る立場であることを自覚し都道府県・市を代表して調査をするという意識を持つ。
- ・緊張感を持ち、時間を可能な限り有効に活用し、検査事項を効率よく検査する。
- ・現場で判明した事態に、臨機応変に対応できるようにする。

【立入検査後の対応】

- ・必要な行政措置を適正に講じる。
- ・違反原因等を究明する際には、単に事業者に対して原因の追及を指示するのみではな

く、行政側においても、排水の自主測定結果や汚濁負荷量の測定結果、処理施設の運転方法や製造部門の操業状態等に関するデータの提出を求めること等により、問題が生じた原因を追及することが肝要である。

・立入検査の結果は設置届等の審査の際にも重要なデータとなるが、特に、排水基準違反を繰り返したり、排水処理施設に余力のないような事業場が行った設置届等の審査の際には、当該事業場に関する立入検査結果の状況の確認が必要となる。

【その他の事項】

・上記に加え、事業場における社内のチェック体制等についても適宜確認することにより、立入検査の効果を高めることも有効である。

なお、本手引きには、「立入検査の指導事例集」など個別具体的な取組も盛り込んである。

2. 周知について

- ・作成を通知 都道府県及び水質汚濁防止法政令市
- ・手引きの配布 都道府県 ①印刷物を配布する
②環境省HPよりダウンロードが可能なことを連絡
水濁法政令市 環境省HPよりダウンロード可能なことを連絡
- ・その他 平成18年4月20日付けで報道発表

3. 活用状況等について

- ・平成19年2月に都道府県、水質汚濁防止法政令市に対して活用状況に関するアンケートを実施
- ・本手引きを踏まえ、平成18年度において、新規マニュアルの策定や既存マニュアルの見直しを行った自治体は61件（147件中）。
- ・具体的な対応内容は下記のとおりである。

対応の内容	回答数
1. チェックポイントの見直し	39
2. 採水・分析項目の見直し	20
3. 立入先の前倒し	3
4. 立入回数の増加	20
5. 立入人数の増加	2
6. その他	11

・一方、平成18年度において、新規マニュアルの策定や既存のマニュアルの見直しを行う等の対応しなかった理由としては、下記のような点が挙げられていた。

- ①既存のマニュアルで十分対応可能であったため
- ②19年度以降に見直す予定であったため
- ③比較的最近年においてマニュアルを見直しているため
- ④県のマニュアルと整合を図るため

「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」（平成18年4月環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室）目次

はじめに	1
I 立入検査の目的	1
II 立入検査の実施にあたっての基本的な考え方	3
1 立入検査計画の作成	3
2 立入検査の事前準備	3
3 立入検査の実施	4
4 立入検査後の対応	6
III 立入検査の具体的な方法	7
1 立入検査計画の作成	7
2 立入検査の事前準備	8
(1) 事業場概要の確認	8
(2) 届出状況の確認	8
(3) 用排水系統の確認	8
(4) 検査対象物質・項目の確認	8
(5) 過去の調査結果と指導状況の確認	9
3 立入検査の実施	10
(1) 立入検査当日の留意事項	10
(2) 関係書類の確認	10
(3) 特定施設等の検査	11
(4) 排水処理施設の検査	12
(5) 排水口、排水経路の検査	14
4 立入検査後の対応	16
(1) 帰庁後の対応	16
(2) 検査結果の記録・保存	16
(3) 行政措置の実施等について	17
おわりに	18
参考資料－1 水質汚濁防止の徹底について	19
参考資料－2 参考資料－1の通知後における自治体独自の対応例	21

別添資料 立入検査の指導事例集